

生協名	
-----	--

No.	
-----	--

生協産直マネジメントシステム

生協版適正農業規範 畜産編

点検表（2025年版）

団体名	生産者（農場）名	畜種（商品）名

点検種別	実施日	点検者
自己点検（団 体）		
自己点検（生産者）		
内部監査		
二者点検		

生協組合員と生産者・流通事業者の、
よりよい信頼関係を構築するために。

日本生活協同組合連合会
全国産直研究会

生協版適正農業規範 畜産編の使用方法

1. 生協産直マネジメントシステムとは

「生協産直マネジメントシステム」は、産直品を「たしかな商品」として組合員に届けるとともに、生協産直の取り組みをサポートする全国の生協の共通のツールです。

生産・出荷段階における「生協版適正農業規範」・「適正水産規範」、加工・流通段階の「適正流通規範」から、生協による販売・供給段階の「適正産直規範」をつなぐことによって、産直品の安全性とトレーサビリティを確保し、労働安全・環境保全・人権保護・経営管理など、事業の継続性のための取り組みを行います。

それらの取り組みは、自己点検と二者点検によって検証し、PDCAサイクルによる継続的改善を進めていきます。この生産から消費までの一貫した取り組みによってたしかな商品を実現するのが生協産直マネジメントシステムです。

生協産直マネジメントシステムの目的

- ①「たしかな商品」を組合員に届ける
- ②生産者・生産者団体の事業の持続性に貢献する
- ③生産者と消費者・組合員の信頼関係づくりに貢献する

※参考資料：生協産直マネジメントシステムの取り組み（日本生協連ホームページ）

<https://jccu.coop/activity/sanchoku/approach.html>

2. 適正農業規範 畜産編の適用範囲

対象畜種	点検の範囲
肉用牛	農場での家畜の導入から出荷まで（と畜・加工は対象外）
乳用牛	農場での牛の導入から生乳の出荷まで（搾乳施設・生乳処理施設を含む）
豚	農場での家畜の導入から出荷まで（と畜・加工は対象外）
肉養鶏	農場での家畜の導入から出荷まで（と畜・加工は対象外）
採卵鶏	農場での雛の導入から鶏卵の出荷まで（集卵施設を含む） GPセンター（鶏卵の選別包装施設）での鶏卵の入荷から出荷まで

3. 点検表の使い方

はじめに点検対象の「区分」を修正します

団体事務局は、それぞれの点検項目の対象者（自己点検者）が、生産者なのか、団体なのか、あるいは両方なのか、それぞれの団体の実情に合わせて、「区分」を修正します。

※「区分」欄をクリックし、「生産者」「団体」「両方」のいずれかを選択します。

Excelファイルの場合、選択肢は「区分」シートで、追加・修正することができます。

※自らの農場で生産し、生協に直接出荷している生産者・団体は仕分けは不要です。

（1）自己点検 ＜生産者・団体＞

団体事務局は区分が「団体」「両方」の点検項目、生産者は「生産者」「両方」となっている点検項目について、自己点検を実施します。

※「両方」の項目は、どちらの点検結果か、はっきりわかるように様に記入します。

（２）内部監査 ＜団体＞

団体事務局は、生産者の自己点検の結果について内部監査（二者点検欄を使用）を行います。内部監査により個々の生産者の改善点を明らかにし、生産者に改善要請を行って改善の進捗を管理します。これらの結果について記録し、保管します。

（３）二者点検 ＜生協＞

生協は（３）の生産者団体が自己点検した点検表に基づき二者点検を行います。

（４）他の第三者認証GAPに取り組む生産者（団体）の使用方法

JGAPなど第三者認証GAPに取り組む生産者（団体）は、「1.生協独自」のみ本点検表を使用し、それ以降は取り組むGAPによる自己点検とその運用を確認します。

4. 点検表の項目説明

規範項目	良い農場にしていけるための基本的な規範を示しています。各点検項目の点検にあたっては、規範項目を満たしていることを含めて評価を行います。
分野	規範項目の目的を、①理念・コンプライアンス、②食品安全、③労働安全、④環境保全、⑤人権保護、⑥農場経営管理、⑦家畜衛生、⑧アニマルウェルフェアの中から示しています。
解説	点検趣旨や語句の説明、点検時の留意点、参照する情報を記載しています。
点検項目	規範項目を実現するための、具体的な点検項目を示しています。
区分	生産者・生産者団体、どちらがその役割を担っているのか、それぞれの団体で判断し、区分するための項目です。ドロップダウンで、「生産者」「団体」「両方」いずれかに変更できます。
自己点検 二者点検	点検結果を、適合：「○」、不適合：「×」、該当なし、証拠不十分、未点検、未確認：「－」のいずれかで記載します。（必須項目）
コメント	点検結果を判断した理由を記載します。自己点検と二者点検の評価が異なる場合、必ずその判断内容を記載します。

※巻末に「規範で要求している文書一覧」、「基本用語の定義」を付けています。

5. 適正農業規範の運用方法・お問い合わせ先

（１）運用・点検方法の詳細は運用マニュアルをご覧ください。

生協産直マネジメントシステム・運用マニュアル

https://jccu.coop/activity/sanchoku/pdf/sanchoku_manual.pdf →

（２）本点検表の内容・使用方法についてのお問い合わせ先

日本生活協同組合連合会 産直グループ sanchoku@jccu.coop



6. 改定履歴

制定：2017年 畜産畜種共通編・畜産GPセンター編を制定。

最終改定：2025年5月改定 生協産直マネジメントシステム名称・使用方法・構成の変更。

規範項目一覧

1. 生協独自	
1-01	飼養する家畜は、経済動物であると同時に食用に供せられるものであり、生き物である（アニマルウェルフェアの観点）という基本的な姿勢を持っている
1-02	生協の組合員、役職員と交流している
1-03	【団体】生協の理念や産直政策、組合員の声を、生産者に周知している
1-04	【団体】生協との取引に関する書類は、適宜、生協と確認し、更新・保管している
1-05	適正農業規範の自己点検を実施し、畜産物の品質向上と農場管理の向上に役立てている
2. 経営体制全体	
2-01	農場の施設・設備・機械、草地、生産者、預託先の台帳を作成し、管理している
2-02	適切な農場・組織管理を行うため、経営体制を整備し、管理・運用している
2-03	食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関する農場・組織経営の方針を策定し、全従業員に周知している
2-04	【団体】生産者・農場への指導・情報提供、生産状況の確認を行っている
2-05	畜産物の生産に関わる基本的な法令について、情報収集し、遵守体制を整備している
3. 生産体制全体	
3-01	飼養方法別の家畜の生産計画・給餌計画を作成している
3-02	家畜伝染病発生に対応する体制を明確にし、運用している
3-03	畜産物に関わる知的財産を保護・活用している
4. リスク管理	
4-01	食品安全・労働安全・環境保全について、リスク評価を行い、対策の設定、実施、検証、見直しを行っている
4-02	個体、または群ごとに、生産から出荷完了まで、適切に識別管理している
4-03	畜産物の安全性を確保するため、外部に委託している工程について、適切に管理している
5. 人的資源	
5-01	働く人の人権・健康・安全を守る雇用・労働環境の整備を行っている
5-02	作業員、従業員に対し、食品安全、環境保全、労働安全、家畜衛生に関する必要な教育、訓練を行っている
5-03	作業員の健康管理と疾病・事故に対する備えを行っている
5-04	作業場所の労働環境を整え、安全性に配慮している
5-05	適正に訓練された作業員のみを、作業に従事させている
5-06	事故や災害に対応する仕組みがあり、必要な訓練を行っている
6. 経営資源	
6-01	作業員の衛生に関する手順書を作成し、適正に運用している
6-02	農場・衛生管理区域への入場ルールを決め、適切に管理している
6-03	施設は飼養する家畜の健康を維持するために必要な機能を有している

6-04	施設・設備・機械を整理・整頓・清掃し、適切にメンテナンスしている
6-05	備品、燃料・オイルを適切に管理している
6-06	環境への負荷を低減する取り組みや活動を行っている
6-07	耕種農家との連携や自給飼料の栽培等とおして循環型農業を推進している
7. 飼養管理	
7-01	家畜の飼養、出荷に関わる事項を正確に記録している
7-02	導入する家畜の内容を把握し、適切に疾病を予防している
7-03	出荷する畜産物の安全性を高めるため、治療歴がある家畜を明確に識別している
7-04	家畜の疾病予防のための健康管理を適切に実施している
7-05	家畜の治療は、獣医師の下、適切な動物用医薬品を投与している
7-06	施設内で使用する動物用医薬品及び医療用器具を把握し、適切に管理している
7-07	飼料・飼料添加物、飲用水を、衛生的に管理している
7-08	家畜排泄物による環境汚染等を防止するために適切に管理している
7-09	廃棄物の処分方法を定め、処分の記録を保管している
7-10	家畜を快適な環境で健康に飼養するためアニマルウェルフェアに取り組んでいる
8. 種別の追加項目	
8-01	養鶏においては、以下の点検項目を順守している
8-02	採卵鶏においては、以下の点検項目を順守している
8-03	乳用牛で搾乳を行う場合は、以下の点検項目を順守している
9. GPセンター	
9-01	施設は、衛生的に鶏卵を取り扱う機能を有し、適切に区分管理している
9-02	取り扱う鶏卵の品質、衛生状態を維持するために必要な設備を整えている
9-03	鶏卵の取扱いに関わる人の衛生状態を維持するために必要な設備を整えている
9-04	商品別の生産計画を作成し、生協と確認している
9-05	鶏卵の生産者から、原料卵の入荷計画を集約し、管理している
9-06	産直品の入荷、保管、出荷の数量を記録し、適切に管理している
9-07	荷受から出荷までの工程の間に、担当者を明確にした検品体制を整え、適切に運用している
9-08	不適合品の管理手順を定め、不適合品の発生の記録を作成している
9-09	工程ごとに、品質管理上の管理基準を設定し、適切に管理している
9-10	各工程に関わる衛生管理の手順を定め、手順どおりに衛生管理を実施している
9-11	施設内で使用する薬剤を把握し、適切に管理している
9-12	包材管理の手順書を作成し、適正に管理している
9-13	表示が適切であることを確認している

点検表

1. 生協独自						
番号	規範項目					分野
1-01	飼養する家畜は、経済動物であると同時に食用に供せられるものであり、生き物である（アニマルウェルフェアの観点）という基本的な姿勢を持っている					産直／コンプライアンス
解説	点検を始めるにあたり、組合員に「たしかな商品」を届けるという生協産直マネジメントシステムの目的を相互に確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-01-1	飼養している動物は、食べ物として供せられるものとして、また生き物であるという視点（アニマルウェルフェア）をもって取り扱っている	生産者				

番号	規範項目					分野
1-02	生協の組合員、役職員と交流している					産直
解説	【交流】生産者と生協組合員・役職員が、産地見学・商品学習・産地への支援活動等、多様な活動を通じて相互理解を深める取組みのこと。産地訪問など直接の交流だけでなく、オンラインの交流や産地だよりなどの情報発信、学習会やイベント等への参加を含む。 ※「生協産直・産地交流ガイドライン」 https://jccu.coop/activity/sanchoku/pdf/kouryu.pdf					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-02-1	生協の組合員、役職員と交流している。または、交流する意思がある	団体				
1-02-2	生協の理念、産直政策を理解し周知している	団体				
1-02-3	交流を行っている場合、交流計画と交流実績の記録があり、交流活動の評価と改善を行っている	団体				

番号	規範項目	分野
----	------	----

1-03	【団体】生協の理念や産直政策、組合員の声を、生産者に周知している					産直
解説	互いにより強固な信頼関係を作り上げて行くため。組合員の声には、商品のお申し出も含む。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-03-1	取引している生協の理念、産直政策、組合員の声を生産者に伝える場を設けている	団体				
1-03-2	取引している生協毎に組合員の声を定期的に入手し、生産・品質管理に活かしている	団体				

番号	規範項目					分野
1-04	【団体】生協との取引に関する書類は、適宜、生協と確認し、更新・保管している					産直
解説	【生協との取引に関する文書】①取引基本契約書、②仕様書、③生産計画・給餌計画、または関係する会議録・商談記録を指し、そのすべてが生協との約束事として双方で確認していることが重要。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-04-1	生協との取引に関する書類は、必要に応じて更新し、文書で生協と相互確認している	団体				
1-04-2	生協との取引に関する書類の最新版を保管している	団体				

番号	規範項目					分野
1-05	適正農業規範の自己点検を実施し、畜産物の品質向上と農場管理の向上に役立てている					産直／農場 経営管理
解説	【適正農業規範】ここでは、生協版適正農業規範と第三者認証GAPを指す。 【内部監査】ここでは、団体事務局が生産者・自組織の取り組みについて点検を行い課題を確認する取り組みのこと。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-05-1	適正農業規範による自己点検を行っている	生産者				

1-05-2	内部監査、取引先による二者点検、第三者機関等による審査を受け入れている	生産者				
1-05-3	自己点検の結果や内部監査・取引先による二者点検・第三者機関等による審査の指摘事項について、改善に向けて進捗管理を行っている	生産者				
1-05-4	【団体】適正農業規範による自己点検、内部監査を行っている	団体				
1-05-5	【団体】取引先による二者点検、第三者機関等による審査を受け入れている	団体				
1-05-6	【団体】自己点検の結果や内部監査・取引先による二者点検・第三者機関等による審査の指摘事項について、改善に向けて進捗管理を行っている	団体				
1-05-7	【団体】生産者全員に、適正農業規範の自己点検を指導し、適正農業規範に関する情報提供、学習会を行っている	団体				
1-05-8	【団体】生産者の自己点検結果について内部監査を行い、不適合事項を指摘して改善を促している	団体				

2. 経営体制全体						
番号	規範項目					分野
2-01	農場の施設・設備・機械、草地、生産者、預託先の台帳を作成し、管理している					農場経営管理
解説	この規範項目では、農場と生産全体を管理するため、基礎的情報を整理していることを求めている。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-01-1	地番と面積、能力（生産量、飼養可能数）を記載した畜舎・資材等の保管施設・草地の台帳、および地図を作成し、現況どおりに更新している	両方				
2-01-2	保有する設備、および機械の台帳を作成し、現況どおりに更新している	両方				

2-01-3	【団体】飼料や飼養方法を限定した取引がある場合、該当する生産者台帳を作成し、現況どおりに更新している	両 方				
2-01-4	肥育の預託をしている場合、預託内容を記載した預託先リストを作成している	両 方				

番号	規範項目	分野				
2-02	適切な農場・組織管理を行うため、経営体制を整備し、管理・運用している	農場経営管理				
解説	【経営体制の整備】 日常的な農場・組織管理、および商品事故や農場への苦情、農場内の事故・ルール違反への対応、緊急時の危機管理体制構築を行うために必要な責任者と役割を明確にしておくことが重要。次の項目に関する責任者が明確であること。 (1)経営・農場管理、(2)危機管理、(3)コンプライアンス、(4)品質管理、(5)飼養管理、(6)動物用医薬品管理、(7)飼料管理、(8)家畜排せつ物処理、(9)労働安全、(10)労務管理 【経営の維持・継続】 「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」（農林水産省）参照 https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-02-1	組織運営の各責任者が記載された経営体制を文書化し、組織内に周知している	両 方				
2-02-2	商品事故を含む危機管理体制、農場への苦情や農場内の事故・ルール違反への対応手順を文書化し、組織内に周知している	両 方				
2-02-3	商品事故、農場への苦情や農場内の事故・ルール違反の対応を記録し、再発防止対策を行っている	両 方				
2-02-4	農場経営を維持・継続するために、災害や家畜伝染病発生など、様々なリスクに備えた対策や計画を立てている	両 方				

番号	規範項目	分野
2-03	食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関する農場・組織経営の方針を策定し、全従業員に周知している	農場経営管理

解説	持続可能な農場にするためには、どのような農場にしたいかという方針を定めることが重要。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-03-1	農場・組織運営の方針を定め、全従業員に周知している	生産者				
2-03-2	農場・組織の方針、適正農業規範（GAP）の取り組みに基づき、農場のルール（農場運営に関する手順書・基準書）の決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施している	生産者				

番号	規範項目					分野
2-04	【団体】生産者・農場への指導・情報提供、生産状況の確認を行っている					農場経営管理
解説	【農場、施設等の巡回】農場、施設、資材置場等を見回りながらチェックし、生産者と話し合うこと。防疫上、巡回ができない場合、聞き取り確認を行う。 ※記録には、日時、巡回で確認した内容、学習会の参加者・講師・テーマ・使用した資料等を含む。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-04-1	生産者・農場に、飼養管理や環境保全・労働安全・適正農業規範（GAP）の取り組み等について、農場・施設の巡回（聞き取り確認含む）、相談対応、学習会などを通じて情報提供・指導している	団体				
2-04-2	巡回（聞き取り確認含む）や学習会の結果を記録している	団体				
2-04-3	生産者・農場からの飼養管理や適正農業規範（GAP）に関わる相談に対応する窓口がある	団体				

番号	規範項目					分野
2-05	畜産物の生産に関わる基本的な法令について、情報収集し、遵守体制を整備している					農場経営管理
解説	【基本的な法令】薬機法、飼料安全法、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）、JAS法（JAS規格）、食品衛生法、飼養衛生管理基準、農薬取締法、肥料取締法、食品表示法、労働基準法、労働安全衛生法					

番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-05-1	畜産物の生産に関わる基本的な法令について、必要に応じて情報を入手することが可能になっている	両方				
2-05-2	【団体】畜産物の生産に関わる基本的な法令について、文書や学習会などで伝え、記録している	団体				

3. 生産体制全体

番号	規範項目	分野				
3-01	飼養方法別の家畜の生産計画・給餌計画を作成している	農場経営管理				
解説	【生産計画（＝飼養計画）】いつ、どの畜種を、どのように飼養し、出荷するのかを明確にした文書。 飼養する畜種、飼養方法、予定生産量が明確に記載されていること。 【給餌計画】どのような内容の飼料を給餌するのか、飼料の入手方法、入手先、入手量、給餌量を明確にした計画文書。自給飼料※の場合は、栽培方法（農薬・肥料の散布計画と記録）が明確に記載されていること。 ※自給飼料には自ら生産する粗飼料、牧草等以外に、地域や協同組合等で生産され提供される飼料用穀物、サイレージ等も含む。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
3-01-1	飼養方法別に生産計画を作成している	生産者				
3-01-2	飼料の種類、入手先、入手量、給餌量がわかる給餌計画を作成している	生産者				
3-01-3	自給飼料、自社配合の場合、給餌計画に飼料の生産場所、生産方法（使用農薬、肥料、添加物、栽培期間等）を記載している	生産者				

番号	規範項目	分野
3-02	家畜伝染病発生に対応する体制を明確にし、運用している	農場経営管理
解説	【家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告】家畜の所有者は、毎年、飼養している家畜の頭羽数、飼養に係る衛生状況を、都道府県に報告しなければならない。	

番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
3-02-1	家畜の衛生管理、疾病に関する最新の情報を入手し、必要があれば管理手法を見直している	両方				
3-02-2	家畜伝染病発生に対応する担当者を置き、対応手順書を定め、手順書に基づき対応している	両方				
3-02-3	毎年、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告書」によるチェックを行い、都道府県に報告している	生産者				
3-02-4	利用可能な家畜共済等を活用し、法定伝染病の発生に備えている	生産者				

番号	規範項目	分野				
3-03	畜産物に関わる知的財産を保護・活用している	農場経営管理				
解説	畜産分野では、新たに開発された技術、工夫した器具、商品の名称、農場のロゴマーク、ブランド、改良した品種などがあり、特許権(特許法)、実用新案権(実用新案法)、意匠権(意匠法)、商標権(商標法)、育成者権(種苗法)、地理的表示（地理的表示法など）、商品表示・商品形態(不正競争防止法)、商号(会社法・商法)などによって法的に保護される。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
3-03-1	商品化にあたって特許、実用新案、意匠・商標登録を確認するなど、他者の知的財産を侵害していないことを確認している	両方				
3-03-2	新たに開発した技術、品種、ブランド化した商品等がある場合、知的財産保護制度（特許・実用新案申請、意匠・商標登録、品種登録等）を活用している	両方				

4. リスク管理		
番号	規範項目	分野
4-01	食品安全・労働安全・環境保全について、リスク評価を行い、対策の設定、実施、検証、見直しを行っている	食品安全 労働安全 環境保全 家畜衛生

解説	【リスク評価】①食品安全、②品質事故、③環境保全、④労働安全の4つの視点で、作業工程に潜むリスクを見つけ出し、どういうリスクか調べ、その上で、そのリスクの発生頻度や重篤性からレベル分け（許容できるレベルか管理が必要なレベルか）すること。 ※『リスク評価の手引き』（日本生協連）参照 https://jccu.coop/activity/sanchoku/pdf/risk_tebiki.pdf					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-01-1	①食品安全、②品質事故、③環境保全、④労働安全の4つの視点でリスク要因を発見し、リスクの評価を行っている	生産者				
4-01-2	リスク評価結果に基づき、食品安全・品質事故・環境保全・労働安全、それぞれのリスクに対しての対策方法を決定し、周知している	生産者				
4-01-3	定期的にリスク評価の結果を見直し、必要に応じてリスク管理の修正を行っている	生産者				

番号	規範項目					分野
4-02	個体、または群ごとに、生産から出荷完了まで、適切に識別管理している					食品安全 家畜衛生
解説	導入から出荷までの範囲の中でロット（同一とする群）の定義が明確で、区分管理し、与えた飼料・医薬品との対応関係がわかるように記録されていることを求めている。 GPセンターの場合、生協との合意に基づく品質の鶏卵を明確に識別、荷受・一時保管・洗卵・グレーディング・パッキングの各工程で区分管理し、入荷から出荷までの生産量の妥当性を示すことができることを求めている。 【ロット】導入・飼育・出荷ごとの飼養方法、飼料、投薬、規格、原産地（鶏卵）等が同じ種類のグループを指す。 ※ 牛は、牛トレーサビリティ法に従い、個体識別番号により個体を識別管理し、死亡した場合は届け出を行う。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-02-1	ロットの定義が明確である	生産者				
4-02-2	ロットは明確に区分管理され、給餌・治療・生産記録と対応付けられている	生産者				

4-02-3	定期的にトレーサビリティのテストを行い、双方向（トレースバックとトレースフォワード）にトレースできることを確認している	両方				
--------	---	----	--	--	--	--

番号	規範項目	分野
4-03	畜産物の安全性を確保するため、外部に委託している工程について、適切に管理している	食品安全 農場経営管理

解説	外部委託先との契約書には、次の内容を含む。①外部委託先の名称、所在地、連絡先及び代表者名、②外部委託する業務及び業務に関する食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア・労働安全に関するルール、③②について生産者団体が定めたルールに従うことの合意、④契約違反の場合の措置に関する合意。 ※対象となる作業：家畜の輸送、家畜の飼養管理（預託など）、農場の消毒洗浄・害虫駆除、圃場管理など。					
----	---	--	--	--	--	--

番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-03-1	作業を外部委託している場合、外部委託先と契約書を締結しているか、契約に代わる仕様に係る文書を保管している	両方				
4-03-2	契約・合意したルールに適合しているか、定期的に外部委託先を点検し、結果を記録している	両方				
4-03-3	点検の結果、不適合がある場合は、適切に対策（指導の徹底、委託先の変更、契約の見直し等）を講じている	両方				

5. 人的資源

番号	規範項目	分野
5-01	働く人の人権・健康・安全を守る雇用・労働環境の整備を行っている	人権保護

解説	【労働条件の明示】「労働条件明示書（雇用契約書・就業規則と併用可）」で次の事項を明示する義務がある。 ①労働契約の期間、②有期労働契約の更新の基準、③就業の場所、従事する業務、④就業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替勤務等に関する事項、⑤賃金の決定・計算・支払方法、賃金の締め切り・支払時期・昇給に関する事項、⑥退職（解雇を含む）に関する事項 【人権の尊重】農場においては、適正な労働条件や生活環境の確保、性別・国籍・出身地・宗教による差別の禁止、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントの禁止、強制労働・児童労働の禁止の取り組みが求められている。 ※家族経営の場合、役割や就業条件があいまいになりやすいため、家族間で十分に話し合っ て取り決める。					
	番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検
5-01-1	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を作成している	両 方				
5-01-2	労働者に対し、就労前に、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している	両 方				
5-01-3	労働条件を遵守するとともに、労働者の人権を尊重し、差別やハラスメント、強制労働・過重労働を防ぐ労務管理に取り組んでいる	両 方				
5-01-4	外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している、また、受け入れ時、離職時にハローワークへ届け出ている	両 方				
5-01-5	使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全について意見を交換し、実施内容を記録している	両 方				
5-01-6	家族経営の場合、就業環境や報酬等について、協定や取り決めがある	生 産 者				
5-01-7	【団体】生産者が適切な雇用管理ができるよう、生産者団体が支援している	団 体				

番号	規範項目	分野
5-02	作業者、従業員に対し、食品安全、環境保全、労働安全、家畜衛生に関する必要な教育、訓練を行っている	農場経営管理

解説	業務・作業ごとに責任者が明確であり、各責任者が、教育訓練を実施していることが重要。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-02-1	作業者・従業員に、農場運営に関する手順書・基準書など農場のルールについて教育・訓練を行い、記録している	生産者				
5-02-2	作業者・従業員に、危険な作業や施設・設備・機械の取り扱いなど労働安全について教育・訓練を行い、記録している	生産者				
5-02-3	作業者・従業員に、家畜の衛生管理、疾病予防について教育・訓練を行い、記録している	生産者				

番号	規範項目					分野
5-03	作業者の健康管理と疾病・事故に対する備えを行っている					労働安全
解説	【労災保険】労働者の業務上や通勤によるけがや病気等を対象として補償する保険。原則一人でも労働者を使用する事業所は労災に加入しなければならない。常時雇用5人未満の農林水産業の一部は任意適用だが、任意適用事業所であっても、事業継続、補償の観点から労災保険加入を検討すべき。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-03-1	作業者の健康診断を実施し、健康状態にあった作業に従事させている	生産者				
5-03-2	作業者・従業員は、労働災害保険に加入している	生産者				
5-03-3	経営者は、障害等が保証される保険や共済に加入している	生産者				

番号	規範項目					分野
5-04	作業場所の労働環境を整え、安全性に配慮している					労働安全

解説	【危険な作業】高所作業、フォークリフト等の機械類の運転、重量物の運搬、家畜の移動や接触などを指す。 【危険な場所】排せつ物処理施設、機械類の回転、鋭利な部分、重量物の下、滑りやすい床面、騒音の激しい場所、転落の可能性のある場所などを指す。 【危険な設備】燃料、配電盤、高圧ガス、転倒・倒伏の可能性のある設備などを指す。 【有毒ガス】サイロ内での一酸化炭素、糞尿による硫化水素やアンモニアガスが発生する。 【家畜から伝染する疾病】参考：動物由来感染症を知っていますか？（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000155663.html					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-04-1	避難通路、非常用設備(防火、消火、緊急停止装置等)を確保し、明示している	生産者				
5-04-2	家畜との接触、有毒ガス、酸素欠乏、騒音、粉塵、悪臭、過度に寒暖差が生じる作業場所を把握し、健康被害を防止する対策を講じている	生産者				
5-04-3	危険な作業、場所、設備などを把握し、危険であることを周知（教育、表示等）している	生産者				
5-04-4	危険回避の対策(緊急停止装置、緩衝材の設置、進入禁止の明示など)をとっている	生産者				

番号	規範項目					分野
5-05	適正に訓練された作業者のみを、作業に従事させている					労働安全
解説	資格や免許を必要とする作業には、獣医師免許、危険物取扱、乾燥施設、玉掛クレーン、アーク溶接、はい作業（バラ荷の積揚げ降ろし）等の作業がある					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-05-1	危険な作業に従事する作業者に対し、十分に教育、訓練を行い、記録している	生産者				
5-05-2	資格や免許を必要とする作業には、その保持者のみが従事していることを確認している	生産者				

番号	規範項目	分野
----	------	----

5-06	事故や災害に対応する仕組みがあり、必要な訓練を行っている					労働安全
解説	必要な訓練には、消火活動、地震・津波などの避難及び避難誘導訓練、停電時の対応訓練、事故時の傷病者の救護、心肺蘇生、応急手当等がある 事故に対応する備品：衛生的な水、怪我に応じた応急処置用具等を準備すること					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-06-1	事故、災害発生に対応する体制を確立し、必要な訓練を行っている	生産者				
5-06-2	事故に対応する備品を常備している	生産者				

6. 経営資源

番号	規範項目	分野				
6-01	作業者の衛生に関する手順書を作成し、適正に運用している	労働安全 家畜衛生				
解説	作業者の衛生管理は、作業者自身の健康管理と、農場に病原体を持ち込まない、広げない、持ち出さないことによる家畜伝染病の発生とまん延防止のために重要である。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-01-1	作業者の衛生管理（手洗い、履物消毒、服装、入室、退室、私物の持込み制限、体調の申告等）についての手順書を定めている	生産者				
6-01-2	作業者は手順・ルールに則り、衛生的な服装・状態で作業を行っている	生産者				
6-01-3	喫煙・飲食の場所を限定し、衛生管理、火災防止の対策を行っている	生産者				

番号	規範項目	分野
6-02	農場・衛生管理区域への入場ルールを決め、適切に管理している	労働安全 家畜衛生

解説	この規範項目では、飼料運搬や出荷用運搬車両だけでなく、来客者、郵便や宅配業者等が使用する車両及びその乗員等を外来者とし、防疫を徹底するためのルールをさだめ適切に実行していることを求める。 【衛生管理区域】病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域。衛生管理区域の設定、ルールの策定にあたっては「飼養衛生管理基準」（農林水産省）を参照にする。 https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-02-1	施設の入口で、関係者以外の立入りを制限、禁止している	生産者				
6-02-2	外来者、および外来車両の入場ルールを文書化し、入場者に周知している	生産者				
6-02-3	衛生管理区域が明確にわかるように区分し、区域内への人や車両の立ち入り、物品の持ち込みに関するルールを定めている	生産者				

番号	規範項目	分野				
6-03	施設は飼養する家畜の健康を維持するために必要な機能を有している	環境保全 家畜衛生 アニマル ウェルフェア				
解説	【家畜の飼養数に見合った十分な広さ】生産者が飼養数をどの様に決めているか説明できること、死亡数、罹患率等に大きな問題が生じていなければ可とする。手順書の整備や記録までは要求しない。 【清潔な水】水道水、もしくはリスク評価をし必要に応じて水質検査や消毒などの適切な対策を実施している水。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-03-1	畜舎は、家畜の飼養数に見合った十分な広さ、強度を有している	生産者				
6-03-2	施設は、家畜の健康管理のための隔離、療養の施設を併設している	生産者				
6-03-3	施設は、作業者の動線を十分確保でき、作業を行うのに必要な広さを有している	生産者				

6-03-4	施設は、害虫や害鳥獣の侵入を防止するために必要な構造、設備を有している	生産者				
6-03-5	施設は、侵入防止、盗難防止措置を備え、注意喚起を表示している	生産者				
6-03-6	関連する施設に、家畜の健康、畜産物の品質維持に必要な温度を管理できる空調設備を設置している	生産者				
6-03-7	清潔な水を給水する設備を設置している	生産者				
6-03-8	給餌設備は、外部からの動物の侵入、排せつ物等の混入が生じない構造である	生産者				
6-03-9	家畜排せつ物処理、排水処理等の設備を管理し、環境汚染を防止している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-04	施設・設備・機械を整理・整頓・清掃し、適切にメンテナンスしている					食品安全 労働安全 家畜衛生
解説	施設、設備の衛生状態を維持するために必要な措置（トラップや侵入防止措置、忌避効果のある資材の活用等）を講じることを求めている。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-04-1	施設は、常に整理・整頓・清掃されている	生産者				
6-04-2	施設、設備を巡回し、施設の衛生状態を確認する仕組みがある	生産者				
6-04-3	施設、設備は清潔で衛生的に保たれている	生産者				
6-04-4	施設・設備の衛生管理に外部サービスを活用している場合、作業の報告を受け、その記録を保管している	生産者				

6-04-5	施設・設備・機械を定期的に点検し、破損個所の補修、メンテナンスしている	生産者				
6-04-6	施設・設備・機械の保守・点検の記録を保管している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-05	備品、燃料・オイルを適切に管理している					労働安全 環境保全 家畜衛生
解説	【備品】 給餌用の農機具、機械部品や工具、刃物、ブラシなど作業現場で使用する器具等を指す。 【整理】 要るものと要らないものの区別を行い、要らないものを処分すること。 【整頓】 要るものの置く場所と置き方を決めて、名札をつけること。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-05-1	備品の管理担当者を決め管理手順（保管場所の指定、在庫の把握等）を明確にしている	生産者				
6-05-2	備品は適切に整理、整頓され、散乱していない	生産者				
6-05-3	燃料やオイルが、火災や環境汚染源とならないように、漏れ防止措置、漏れた場合の対策、消火器の設置を行っている	生産者				
6-05-4	燃料やオイルは、大規模火災の原因とならないように、消防法等法令を遵守し、自治体により定められた方法、表示、量を守っている	生産者				

番号	規範項目	分野
6-06	環境への負荷を低減する取り組みや活動を行っている	環境保全

解説	地球温暖化対策をはじめとした持続的な畜産物生産に向けた取り組みが求められており、畜産分野では主に次の課題がある。 1) 家畜排せつ物による環境汚染や悪臭 2) 家畜や家畜排せつ物由来の温室効果ガスの排出 3) 飼養工程、飼料の生産・調達、輸送でのエネルギー消費や温室効果ガスの排出 現時点で技術的に困難な課題もあるが、可能なところから取り組み、最新の動向を把握しながら見直しを行っていくことが大切である。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-06-1	施設周辺の生活環境に配慮し、深夜や早朝作業の騒音を減らす、異臭を発生しない、害虫発生を防ぐ等の配慮をしている	生産者				
6-06-2	施設からでる汚水や排水を垂れ流しせず、ゴミ等が飛散しないように処置している	生産者				
6-06-3	電気、ガス、燃料等のエネルギー使用量を把握し、削減に取り組んでいる	生産者				
6-06-4	施設の関係者は地域の社会奉仕、環境保全活動に積極的に参加、参画している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-07	耕種農家との連携や自給飼料の栽培等をとおして循環型農業を推進している					環境保全
解説	この規範項目では、自給飼料の活用、家畜排せつ物の地域内循環への参加等により、地域及び地球環境に配慮した畜産業を営むよう求めている。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-07-1	家畜排せつ物の有効利用（堆肥・液肥、バイオ燃料等）に取り組んでいる	両方				
6-07-2	自社農場や地域の耕種農家と連携し、生産した堆肥を耕作地に活用している	両方				
6-07-3	地域で生産された飼料用作物を、自給飼料等として積極的に活用している	両方				

7. 飼養管理		
番号	規範項目	分野

7-01	家畜の飼養、出荷に関わる事項を正確に記録している					農場経営管理
解説	記録には、飼養した施設、導入日、飼料の内容、治療歴（対象傷病名、薬品、投薬量、処方者、出荷制限期間、使用禁止期間等）、出荷量、出荷日、出荷先、イレギュラー事項が把握できること。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-01-1	家畜の飼養に関わる事項（給餌や治療歴、死亡した家畜数等）を記録し、保管している	生産者				
7-01-2	飼養期間中、施設内の温度に異常を検知し、対応する仕組みがある	生産者				
7-01-3	排せつ物の量、投入及び排出した敷料の量を把握している	生産者				
7-01-4	記録は、作業の実施、計画の変更等、必要なタイミングで作成されている	生産者				
7-01-5	生産及び出荷の計画と記録（実績）を照合し、齟齬がないことを確認している	生産者				

番号	規範項目					分野
7-02	導入する家畜の内容を把握し、適切に疾病を予防している					食品安全 家畜衛生
解説	自家育種の場合も導入する家畜として扱うこと。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-02-1	導入する家畜、精液・受精卵（牛・豚）の内容（導入日、導入先、品種、数量、検品状況）を把握し、記録している	生産者				
7-02-2	家畜の導入元の衛生状態を把握し、必要に応じて出生証明等を入手し、保管している	生産者				

番号	規範項目	分野
7-03	出荷する畜産物の安全性を高めるため、治療歴がある家畜を明確に識別している	家畜衛生 アニマル ウェルフェア

解説	この規範項目では、安全性にリスク（治療歴、注射針残存の可能性等）のある家畜の個体ごとに、明確な識別を行うことを求める。養豚・養鶏の場合は、ロットごと（豚舎・鶏舎ごとなど）に識別することを求める。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-03-1	治療した家畜を休薬期間内に出荷しない工夫や、注射針等が残存している可能性がある家畜をマーキング等で識別管理している	生産者				
7-03-2	家畜の出荷前に、家畜の健康状態を観察し、問題がないことを確認している	生産者				

番号	規範項目					分野
7-04	家畜の疾病予防のための健康管理を適切に実施している					家畜衛生 アニマル ウェルフェア
解説	家畜の様子、行動、兆候を観察し、病気や怪我を予見することを求めている。様々な情報源を活用し、疾病を予見することが、家畜の健康を維持するために大切である。 【管理獣医師】農場全体の生産成績の向上をサポートするもので、疾病予防や防疫体制のアドバイスや健康的に家畜を育て、消費者に安全な食肉を提供するためのアドバイスを行う。 【苦痛を与えない殺処分】に関する参考資料：「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」 https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-04-1	家畜衛生を担当する管理獣医師と継続的な契約関係にある	生産者				
7-04-2	家畜の健康状態を常に観察し、記録している	生産者				
7-04-3	家畜の健康状態に異常を発見した場合、引継ぎなどで必要な関係者に伝達している	生産者				
7-04-4	治癒の見込みのない家畜は、すみやかに、できる限り苦痛を与えない方法で殺処分している	生産者				

番号	規範項目	分野
----	------	----

7-05	家畜の治療は、獣医師の下、適切な動物用医薬品を投与している					家畜衛生 アニマル ウェルフェ ア
解説	【動物用医薬品の適正使用】 動物用医薬品は、①治療効果を最大限に発揮させる、②畜産物への残留を防ぎ食品の安全を確保する、③抗菌剤の使い過ぎによる薬剤耐性（AMR）の発生を最小限に留めるために、適正に使用しなければならない。 ※「要指示医薬品」は、獣医師が使用するか、獣医師の診察で発行された指示書・処方箋に従って使用する。 参考：動物用医薬品の適正使用（日本獣医師会） http://nichiju.lin.gr.jp/sangyo/ ※薬剤耐性対策のため、獣医師の指導の下、抗菌剤の慎重使用（①飼養衛生管理の徹底や効果的なワクチンの使用により感染症を減らすこと、② 抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定すること）に努める。 参考：動物に使用する抗菌性物質について（農林水産省） https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/torikumi.html 【動物用医薬品の使用記録の内容】 (1)医薬品の名称、(2)使用日・期間、(3)指示・処方を行った獣医師の氏名およびその内容、(4)対象の個体、または群。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-05-1	家畜に何らかの異変が生じた場合は、獣医師の診察を受けている	生産者				
7-05-2	動物用医薬品を使用する場合は、用法・用量に従って使用し、その内容を記録している	生産者				
7-05-3	要指示薬品を使用する場合は、獣医師の指示・処方に従って使用している	生産者				
7-05-4	使用した医薬品に休薬期間の定めがある場合は、その期間を遵守している	生産者				

番号	規範項目	分野
7-06	施設内で使用する動物用医薬品及び医療用器具を把握し、適切に管理している	食品安全 労働安全 家畜衛生

解説	管理方法に指定がある動物用医薬品（抗生物質、駆虫剤、ワクチン等）については、指定された方法（管理責任者の明確化、施錠、表示、冷暗所等）を順守すること。 【医療用器具】注射器、メス等を指す。注射器は、使用後に産業廃棄物として適切に処分しなければならない。 【施設内で使用する薬剤】殺虫剤（スプレー式を含む）、品質保持用の薬品、忌避剤、防鼠剤、手指消毒用の薬品、設備・機械・備品用の洗剤など。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-06-1	保有する動物用医薬品・医療用器具をリスト化している	生産者				
7-06-2	動物用医薬品は、指定された方法（施錠、冷暗所、水濡れ防止等）を順守し、保管している	生産者				
7-06-3	動物用医薬品・医療用器具の使用に関する手順書を作成し、適切に管理している	生産者				
7-06-4	動物用医薬品は、入庫及び使用状況を管理し、適切に在庫を把握している	生産者				
7-06-5	施設で使用する薬剤は、定位置管理し、定められた使用方法に従って使用している	生産者				

番号	規範項目	分野
7-07	飼料・飼料添加物、飲用水を、衛生的に管理している	食品安全 家畜衛生 アニマル ウェルフェ ア
解説	【飼料、および飼料添加物の安全性】家畜の生産及びヒトへの健康影響が無いよう家畜に与える飼料・飼料添加物は、安全であるものを使用し、目的外の異物（カビ・他抗菌性添加物・糞尿・動物性たんぱく質等・化学物質等）が混入することがないように管理（食品残さにおいては規定の加熱処理）されていること。 ※「飼料の適正使用について」農水省 https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/attach/pdf/index-67.pdf 【清潔な水】水道水、もしくはリスク評価をし必要に応じて水質検査や消毒などの適切な対策を実施している水。 【敷料の安全性】病原性の微生物やウイルスに汚染されていないこと、有害物質が含まれていないこと、カビや粉塵を発生させないこと等を確認する。	

番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-07-1	飼料の配合、給餌方法及び保管に関する手順書を作成し、異物が入らないように、また、水や施設を汚染することがないように管理している	生産者				
7-07-2	飼料、および飼料添加物の安全性を確認している	生産者				
7-07-3	食品残さ等を利用して製造された飼料は、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき、安全確保に取り組んでいる。	生産者				
7-07-4	使用した飼料の納品伝票を保管している (納品伝票は、牛は8年、採卵鶏は5年、豚・ブロイラーは2年間保管)	生産者				
7-07-5	飼料および飼料添加物は、入庫および及び使用状況を管理し、適切に在庫を把握している	生産者				
7-07-6	家畜が欲する時に、清潔な水を十分に与えている	生産者				
7-07-7	安全性が確認された敷料を、適宜、交換している	生産者				

番号	規範項目					分野
7-08	家畜排泄物による環境汚染等を防止するために適切に管理している					家畜衛生 環境保全 アニマル ウェルフェ ア
解説	家畜排せつ物法（「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」）を順守し、排せつ物を適切かつ十分な能力の施設で処理していることを求めている。 「家畜排せつ物法に基づく管理基準」では、牛10頭／豚100／鶏2,000羽／馬10頭以上の飼養農場が管理対象となる。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-08-1	固形状の家畜排せつ物の管理施設については床をコンクリート等汚水が浸透しない材料で構築し、適当な覆い及び側壁を設けている	生産者				

7-08-2	液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯蔵槽となっている	生産者				
7-08-3	処理施設の処理容量は排出される家畜排せつ物を満たしている	生産者				
7-08-4	家畜排せつ物は、悪臭・害虫の発生を防ぐために、清掃され、早期搬出されている	生産者				

番号	規範項目					分野
7-09	廃棄物の処分方法を定め、処分の記録を保管している					環境保全 家畜衛生
解説	【廃棄物】ここでは、家畜の死骸、破損した備品等の不要となったものを対象とする。手順書までは求めず、定めた処分方法が確認できれば良い。 【廃棄物処理業者】法律で定められた要件を満たす事業者。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-09-1	不要な資材・破材・廃棄物を、定位置に保管し、定められた通り処分している	生産者				
7-09-2	家畜の死骸等、疾病蔓延の原因となる廃棄物は、隔離した施設で一時保管し、埋却、焼却等適切に処分している	生産者				
7-09-3	廃棄物処理業者との契約書・マニフェストを保管し、委託した廃棄物が適正に処理されていることを確認している	生産者				

番号	規範項目	分野
7-10	家畜を快適な環境で健康に飼養するためアニマルウェルフェアに取り組んでいる	アニマルウェルフェア

解説	【アニマルウェルフェア】家畜の快適性に配慮した飼養管理を意味し、OIEは指針として「5つの自由」（①飢え、渇き及び栄養不良からの自由、②恐怖及び苦悩からの自由、③物理的、熱の不快感からの自由、④苦痛、傷害及び疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由）を示している。 【アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針】農林水産省はOIEにおけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた畜種ごとの「飼養管理等に関する技術的な指針」を定めている。また「技術的な指針」の[実施が推奨される事項]を抜粋し、農場内での飼養管理がアニマルウェルフェアの考え方に対応しているかどうかを定期的にチェックするためのチェックリストを提供している。 ※「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」（農林水産省） https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html					
	番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検
7-10-1	アニマルウェルフェアについての自農場の方針と管理項目を定め、従業員に周知し、教育を行っている	生産者				
7-10-2	アニマルウェルフェアに関する管理項目の自己点検を行い、改善に取り組んでいる	生産者				
7-10-3	アニマルウェルフェアに関する最新の技術や動向や「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」より、自農場の方針と管理項目の見直しを行っている	生産者				

8. 種別の追加項目							
番号	規範項目						分野
8-01	養鶏においては、以下の点検項目を順守している						家畜衛生
解説	野鳥の家禽舎への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが2cm以下）等を設置すると共に、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合には即座に破損箇所を修繕する必要がある。						
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント	
8-01-1	施設に、渡り鳥の侵入防止措置を講じ、飼料等に糞などが入らないように管理している	生産者					

番号	規範項目	分野
8-02	採卵鶏においては、以下の点検項目を順守している	食品安全

番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
8-02-1	必要に応じて餌、雛のサルモネラ陰性証明を入手し、保管している	生産者				
8-02-2	鶏卵生産量は、毎日、個数及び重量が、規格別（卵色、サイズ、良品、不良品）に記録している	生産者				
8-02-3	集卵した鶏卵は、適切に温度管理している	生産者				

番号	規範項目	分野
8-03	乳用牛で搾乳を行う場合は、以下の点検項目を順守している	食品安全

解説	乳用牛における衛生管理については、「乳用牛における一般的衛生管理マニュアル」（農林水産省）を参照ください。 https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_haccp/pdf/03_milk_cow.pdf 【食品として不適合な乳】 (1)休薬期間中、(2)分娩後5日以内、(3)乳房炎、(4)血乳、(5)前搾りで異常が見られた場合など	
----	---	--

番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
8-03-1	生乳処理施設は整理・清掃されていて、水はけが良い状態に維持している	生産者				
8-03-2	搾乳装置(搾乳器具、搾乳ロボットを含む)・バルククーラーは適切に洗浄・殺菌、および定期的な点検・整備を行っている	生産者				
8-03-3	生乳の温度を適切に管理するために、バルククーラー内の乳温を確認し、記録している	生産者				
8-03-4	人から生乳への汚染を防止するために、搾乳作業前後に、手指の洗浄や消毒を実施している	生産者				
8-03-5	食品として不適合な生乳を出荷しないための手順書を作成し、作業者に周知している	生産者				

9. GPセンター		
番号	規範項目	分野

9-01	施設は、衛生的に鶏卵を取り扱う機能を有し、適切に区分管理している					農場経営管理 食品安全 労働安全
解説	【エリアの区分】清潔区と準清潔区、土足厳禁等、明確に区分している。原料卵保管室・原料卵供給室と選別包装室・製品保管室、包装資材保管室はそれぞれ隔壁でゾーニング（管理区分）されていることが望ましい。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
9-01-1	GPセンターの作業エリア区分（清潔区、準清潔区、土足厳禁等）を明確にした施設の図面を保有している	生産者				
9-01-2	作業区、物品の移動を示す図、フローチャートを作成している	生産者				
9-01-3	鶏卵、作業者の動線を十分確保でき、作業を行うのに必要な広さを有している	生産者				
9-01-4	施設は、衛生害虫や害獣の侵入を防止するために必要な構造、設備を有している	生産者				
9-01-5	施設内の清浄区と汚染区が明確に分離されており、作業者が識別できる	生産者				
9-01-6	汚染区から清潔区への移動を制限している	生産者				
9-01-7	施設を定期的に点検し、破損個所の補修、メンテナンスしている	生産者				

番号	規範項目				分野		
9-02	取り扱う鶏卵の品質、衛生状態を維持するために必要な設備を整えている				食品安全		
解説	【適切な照度】「日本卵業協会GPセンター 一般衛生管理基準」は、原料卵供給室の検卵箇所・製品保管室は500ルクス、選別包装知るの検卵箇所は700ルクスを推奨している。 http://www.nichirankyo.or.jp/gp/haccp5.pdf						
番号	点検項目		区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント

9-02-1	関連する施設に、鶏卵の品質維持に必要な温度、湿度を管理できる空調設備を設置している	生産者				
9-02-2	インラインの場合、農場からの糞や羽毛、塵埃等の飛散や鼠の侵入がないように工夫している	生産者				
9-02-3	保管庫及び作業場は、適正な照度を維持している	生産者				
9-02-4	飲用適合の水を給水する設備、十分な能力の排水設備を設置している	生産者				

番号	規範項目						分野
9-03	鶏卵の取扱いに関わる人の衛生状態を維持するために必要な設備を整えている						食品安全 労働安全
解説	【前室】清潔度の高い施設・部屋・区画等に入室する前に、入室の準備(着替え、手洗い、履き替え等)を整えるための場所。 【衛生用の備品】手洗い用洗剤、アルコール消毒液などの手指の消毒用の備品及び、水気取り用のペーパータオルなどの器具等。						
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント	
9-03-1	作業者の入退室のための設備、前室、ロッカールームなどを確保している	生産者					
9-03-2	トイレに衛生用の設備、備品を設置し、清潔な状態を維持している	生産者					
9-03-3	廃棄物の保管場所を作業場と区分して配置している	生産者					

番号	規範項目						分野
9-04	商品別の生産計画を作成し、生協と確認している						農場経営管理
解説	【生産計画】いつ、どこで、どのように飼養された採卵鶏から得られた鶏卵を入手し、商品化し、出荷するのかを明確にした文書を指す。生産計画は所属組織等の作成したものの流用、代用でも良い。						

番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
9-04-1	商品（飼養方法、採卵農場）別に生産計画を作成している	生産者				
9-04-2	生産計画は、取引する生協と合意している	生産者				
9-04-3	生産及び出荷の計画と記録（実績）を照合し、齟齬がないことを確認している	生産者				

番号	規範項目					分野
9-05	鶏卵の生産者から、原料卵の入荷計画を集約し、管理している					農場経営管理
解説	【入荷計画】品目、品質別に、原料の受入れ数量、サイズや品質の傾向、時期、日時を集計した受入れの計画。 【欠品、配送事故に関する手順書】対象となる事故、責任者、緊急連絡方法、連絡先、報告、対応策の決定方法を明記する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
9-05-1	農場や生産者、産直産地等から、原料卵の入荷計画を集約している	生産者				
9-05-2	入荷計画と、入荷した鶏卵の実数を照合している	生産者				
9-05-3	入荷計画が出荷計画に対し過不足が想定される場合、必要な措置を講じている	生産者				
9-05-4	代替品が導入された場合に、代替品であることが明確に判別できるように記録している	生産者				
9-05-5	欠品、配送事故に関する手順書を作成し、適正に運用している	生産者				

番号	規範項目					分野
9-06	産直品の入荷、保管、出荷の数量を記録し、適切に管理している					農場経営管理
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント

9-06-1	産直品の入荷、保管、出荷の記録を作成し、担当者を決めて管理している	生産者				
9-06-2	入荷、保管、出荷記録を照合し、数量に不正常的な過不足が生じていないことを確認している	生産者				
9-06-3	入荷及び出荷の記録は、作業の実施、計画の変更等、必要なタイミングで作成されている	生産者				

番号	規範項目					分野
9-07	荷受から出荷までの工程の間に、担当者を明確にした検品体制を整え、適切に運用している					食品安全
解説	【検品基準】重要な工程において行われた作業が適正かどうか、表示、品質（状態）、数量、重量、区分等、その工程に必要な事項を確認・チェックするための基準を指す。検品基準は、加工や作業の指示書、品質点検の標準などで代用してもよい。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
9-07-1	管理すべきリスクに応じて、重要な工程を定め、検品基準を作成し、担当者が適切に検品している	生産者				
9-07-2	検品の記録を作成し、結果を集約して検品基準の見直し、体制の整備に活用している	生産者				

番号	規範項目					分野
9-08	不適合品の管理手順を定め、不適合品の発生の記録を作成している					食品安全
解説	【不適合品】ここでは、G Pセンター内で発生した、破卵、血卵、ひび割れ卵、規格外卵等の一般品として販売することが不適切な商品を指す。 【不適合品の管理のための手順書】正常品と不適合品が混合することが無い仕組みとなっていることを求める。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
9-08-1	不適合品の管理のための手順書を作成し、担当者が適切に対応している	生産者				
9-08-2	不適合品の取り扱いについて、記録している	生産者				

9-08-3	不適合品が発生した理由を検証し、商品管理、検品等の手順の見直し、体制の整備に活用している	生産者				
--------	--	-----	--	--	--	--

番号	規範項目					分野
9-09	工程ごとに、品質管理上の管理基準を設定し、適切に管理している					食品安全
解説	【品質管理上の管理基準】原料卵や荷受から出荷までの保管期間、原料卵・製品保管庫の温度、洗浄水・すすぎ水の温度、殺菌剤の濃度など					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
9-09-1	工程ごとに必要な管理基準を設定し、管理している	生産者				
9-09-2	設定した管理基準は、必要に応じて見直している	生産者				
9-09-3	逸脱時の対処方法が明確であり対応できる仕組みがある	生産者				

番号	規範項目					分野
9-10	各工程に関わる衛生管理の手順を定め、手順どおりに衛生管理を実施している					食品安全
解説	衛生管理の手順：薬剤や病原性微生物等による汚染、異物混入、腐敗等を防止する、取除くための方法、手順を指す。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
9-10-1	洗卵済みの鶏卵は、洗卵後に汚染されないように適切に包装し、区分管理している	生産者				
9-10-2	洗卵用や機器、手指消毒液の濃度と効果を維持する仕組みがある	生産者				

番号	規範項目					分野
9-11	施設内で使用する薬剤を把握し、適切に管理している					食品安全 労働安全

解説	管理方法に指定がある薬剤については、指定された方法（管理責任者の明確化、施錠、表示、冷暗所等）を順守すること。消毒薬（次亜塩素酸Na、アルコール等）は、有効な濃度を維持できる仕組みがあること。 【薬剤】殺虫剤（スプレー式を含む）、衛生害虫及び害獣の忌避剤、防鼠剤、品質保持用の薬品、手指消毒用の薬品、設備・機械・備品用の洗剤など。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
9-11-1	薬剤の管理に関する担当者を決め、保有する薬剤をリスト化している	生産者				
9-11-2	薬剤は、指定された方法（施錠、冷暗所、水濡れ防止等）を順守し、保管している	生産者				
9-11-3	薬剤の使用に関する手順書を作成し、適切に管理している	生産者				

番号	規範項目	分野				
9-12	包材管理の手順書を作成し、適正に管理している	農場経営管理				
解説	【包材】鶏卵を直接包装する包装資材及び封入物、卵殻印字用インク、品質保持のための外装（ダンボール、化粧箱）等。 【整理】要るものと要らないものの区別を行い、要らないものを処分すること。 【整頓】要るものの置く場所と置き方を決めて、名札をつけること。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
9-12-1	包材の管理担当者を決め管理手順（保管場所の指定、在庫の把握等）を定めている	生産者				
9-12-2	包材は適切に整理、整頓され、散乱していない	生産者				

番号	規範項目	分野
9-13	表示が適切であることを確認している	農場経営管理

解説	この規範項目では、単に表示に関わる法律を遵守しているという内容に限定せず、生協との約束事（仕様書の取り決め事項や品質規格など）を含めた内容となる。 また表示自体が適切であるだけでなく、GPセンター内でのラベルやカードの入れ間違いを防ぐ仕組みも求めている。 【表示に係る仕様内容】商品の名称、規格（「鶏卵規格取引要綱」を含む）、産地、価格、販売単位、飼養区分、説明(特記事項)など、商品を明確に識別、区別するために作成される情報。 【優良誤認】当該商品が他の商品と比較して、著しく優良な品質(厳選、特別、高栄養価、高安全性など)であることを誤解させる、誤解を招く恐れがある行為、状態。 【有利誤認】当該商品が他の商品と比較して、著しく有利な品質(価格、徳用感、優良原料の大量使用など)であることを誤解させる、誤解を招く恐れがある行為、状態。 ※参考「鶏卵の表示に関する公正競争規約及び施行規則」（全国公正取引協議会連合会） https://www.jfftc.org/rule_kiyaku/pdf_kiyaku_hyouji/egg.pdf					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
9-13-1	表示と仕様内容（生協との契約事項含む）が一致していることを定期的に確認する仕組みがある	生産者				
9-13-2	表示ミスを防ぐ仕組みがあり、誤表示した場合の修正方法や関係者への連絡方法が決められている	生産者				
9-13-3	商品には、優良誤認、有利誤認に該当する表示を行っていない	生産者				

【規範で要求している文書一覧】

文書名	規範番号
交流計画・交流実績の記録	1-02
【団体】取引基本契約書	1-04
【団体】仕様書	1-04
【団体】商談記録・協議会等の議事録	1-04
適正農業規範（GAP）の自己点検表	1-05
畜舎・保管施設・草地の台帳、および地図	2-01
設備と機械の台帳	2-01
【団体】生産者台帳	2-01
預託先リスト	2-01
経営体制・各責任者を記載した文書	2-02
商品事故対応を含む危機管理体制、農場への苦情や農場内の事故・ルール違反への対応手順を記載した文書	2-02
商品事故、農場への苦情や農場内の事故・ルール違反への対応記録	2-02
農場・組織運営の方針	2-03
農場のルール（農場運営に関する手順書・基準書）など	2-03、5-02
【団体】巡回（聞き取り含む）や学習会の記録	2-04
【団体】基本的な法令についての伝達文書や学習会の記録	2-05
生産計画（飼養計画）	1-04、3-01、4-02
給餌計画	1-04、3-01、4-02
家畜伝染病発生に対応するための手順書	3-02
家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告書	3-02
リスク評価書（表）（食品安全・品質事故・環境保全・労働安全）	4-01
外部委託先との契約書（または契約に代わる仕様に係る文書）	4-03
外部委託先の点検の記録	4-03
労働者の名簿、賃金台帳、出勤簿	5-01
労働条件明示書（雇用契約書・就業規則と併用可）	5-01
労働者との意見交換の実施記録	5-01
家族経営協定	5-01
農場のルール（農場運営に関する手順書・基準書など）についての教育・訓練の記録	5-02
労働安全についての教育・訓練の記録	5-02
家畜の衛生管理・疾病予防についての教育・訓練の記録	5-02
危険な作業に従事する作業者の教育・訓練の記録	5-05

作業者の手洗い、履物消毒、服装、入室、退室、私物の持込み制限、体調の申告等を定めた手順書	6-01
外来者、および外来車両の入場ルール	6-02
衛生管理区域への人や車両の立ち入り、物品の持ち込みに関するルール	6-02
施設・設備の衛生管理に関する外部サービスの作業報告	6-04
施設・設備・機械の保守・点検の記録	6-04
備品管理のための手順書	6-05
家畜の飼養に関わる事項（給餌や治療歴、死亡した家畜数等）の記録	4-02、7-01
導入する家畜、精液・受精卵（牛・豚）の記録	7-02
家畜の健康状態の観察記録	7-04
動物用医薬品の使用記録	7-05
動物用医薬品・医療用器具のリスト	7-06
動物用医薬品・医療用器具の使用に関する手順書	7-06
廃棄物処理業者との契約書	7-09
使用した飼料の納品伝票	7-07
マニフェスト（産業廃棄物管理票）	7-09
アニマルウェルフェアについての自農場の方針と管理項目	7-10
【採卵鶏】 餌、雛の S E 陰性証明	8-02
【乳用牛】 バルククーラーの温度記録	8-03
【乳用牛】 食品として不適合な生乳を出荷しないための手順書	8-03
【GPセンター】 施設の図面（清潔区など作業エリア区分を記載）	9-01
【GPセンター】 作業者、物品の移動を示す図、フローチャート	9-01
【GPセンター】 商品（飼養方法、採卵農場）別生産計画	9-04
【GPセンター】 原料卵の入荷計画	9-05
【GPセンター】 欠品、配送事故に関する手順書	9-05
【GPセンター】 産直品の入荷、保管、出荷の記録	9-06
【GPセンター】 不適合品の管理のための手順書	9-08
【GPセンター】 不適合品の取り扱いの記録	9-08
【GPセンター】 品質管理上の管理基準	9-09
【GPセンター】 衛生管理の手順書	9-10
【GPセンター】 保有する薬剤のリスト	9-11
【GPセンター】 包材管理の手順書	9-12

※この文書一覧は、点検項目で求めている文書のリストです。

- ・手順やルール：「～を定めている」
- ・台帳やリスト：「～を作成している」
- ・記録：「～を記録している」、「～を記録し、保管している」
- ・外部から受け取る文書類：「～を保管している」

※記録は、専用の記録文書ではなく他の記録や業務日報などに記録している場合、実際に記録されていることを確認します。

【基本用語の定義】

この規範で頻繁に使用する用語は、以下のように定義します。

用語	定義
産直	この規範で使用する「産直」には、産消提携品、産地指定品、コープ商品等、各生協独自の商品を含む。
家畜	肉用牛、乳用牛、豚、肉用鶏、採卵鶏。
畜産物	食肉、生乳、鶏卵。
記録	事実の状態や数量を文書に記載すること。あるいは記載した文書。
手順書	管理方法や業務、作業などの活動について、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」するのかを明確にし、文書にしたもの。作業の指示書も含む。
管理	常に最善の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに必要な手立てをとっていること。
保管	いつでも簡単に取り出すことができる状態で持っていること。(特に記載がなければ、保管年限は3年以上とする)
更新	常に最新の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに見直しをしていること。
区分	別のものを誰にでもわかる方法で物理的に区分けすること。
品質管理	品質上の目標（基準）を定めて、それを達成させるための様々な取り組みのこと。 衛生管理も品質管理のなかに含まれる。
衛生管理	家畜の伝染性疾病の発生の予防・まん延の防止、腐敗・食中毒、異物混入、薬剤、動物用医薬品等の化学物質汚染などの事故を防ぐために施される取り組みのこと。
たしかな商品	①安全性とトレーサビリティが確保されていること、②表示が正しいこと、③仕様書の内容が守られていること、④①～③のことが検証できることを指す。